

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の人員基準の緩和や処遇改善に係る財政措置、報酬体系の見直し等を図るとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

なお、特定相談支援事業者について、専門的な知見の蓄積と人材の確保を図り、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

- (4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

なお、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

- (5) 障害福祉サービスの事業開始に伴う届け出があった際、速やかに都道府県から市町村に通知する体制を整備すること。

- (6) 自立支援給付の利用者負担について、一層の負担軽減措置を講じること。

また、自立支援医療については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと。

(8) グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、地域需要に応えられるよう、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、社会福祉施設の防犯対策について、防犯カメラ等の設置整備を継続して推進するとともに、安全確保のためのガイドラインを作成し、自治体及び関係機関への助言・指導を行うこと。

(9) グループホームの整備について、豪雪地域の実情に応じた高床式構造住宅の転用が行えるよう、建築基準法における耐火建築物の適用基準を緩和すること。

また、既存住宅のグループホームへの転用について、同法における用途基準を明確にすること。

(10) 自立支援給付を受けている障害者の市外からの転入に伴い、居住地自治体の負担増を招かないよう、サービス付き高齢者向け住宅についても対象施設とするなど、居住地特例の対象施設の範囲を拡大すること。

2. 障害者差別解消法に基づき、都市自治体及び事業主が行う合理的配慮の提供、啓発活動、相談・紛争解決の体制整備等の施策や共生社会の実現に向けた取組に対し、所要の財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

6. 聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査の実施体制の構築を図るとともに、検査に係る費用負担について、適切な財政措置を講じること。

7. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。

また、改正障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供等を促進するため、都市自治体及び事業者に対する財政措置を講じること。

さらに、重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。

8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

9. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。

10. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

11. 精神障害者相談員制度を法定化すること。

12. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。